

青少年のインターネット・リテラシー向上のための取組

－ リテラシー指標、OECD勧告 －

平成24年4月10日
総務省総合通信基盤局
消費者行政課

1 リテラシー指標開発の取組の背景

■「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成21年4月1日施行）

【基本理念】

- ① 青少年の適切なインターネット活用能力の習得（インターネット利用に係るリテラシー向上）
- ② 青少年の有害情報の閲覧機会の最小化（フィルタリングの機能向上・普及、関係事業者による取組み）
- ③ 民間による自主的・主体的取組、国等による尊重・支援

■利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会（青少年インターネットWG）の提言（平成23年10月）

検討項目	提言概要
2. 各関係者に求められる役割等	■ <u>行政には、（特にインターネット上の危険への対処に係る）インターネットリテラシーに関する指標を、国際的に比較可能な形で整備し、定期的に公表していくことが求められる。</u>



■ 青少年のインターネットリテラシーの指標化の取組（平成23年秋～）

総務省にて、OECD勧告（概要4頁）など国際的な動向との整合性を図ることを念頭に、青少年のインターネット・リテラシーに関する指標の整備に向けた取組を開始した。

具体的には、「青少年のインターネット・リテラシー指標に関する有識者検討会（座長：赤堀侃司白鷗大学教授）」を開催し、教育工学や情報学等に知見を有する有識者の方々からのご意見などを踏まえ、インターネット・リテラシーの中でも、特に、インターネット上の危険・脅威への対応能力に重点をおいた指標の開発を行い、これをILAS（Internet Literacy Assessment indicator for Students）と名付けた（詳細次頁）。

今後規模を拡大して青少年のインターネット・リテラシーを可視化し（H24年度2000人程度予定）、結果の比較分析を行い、青少年の安心安全のための取組に生かしていく予定。

2 青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標 -ILAS (Internet Literacy Assessment indicator for Students) -

スマートフォンが急速に普及し、インターネットがますます青少年にとって身近になる中、青少年のインターネット・リテラシー、その中でも特にインターネット上の危険・脅威に対応するための能力を可視化するため、これらの能力を数値化するテストを開発。協力を得られた学校等で実際にテストを行い、その結果を集計・分析・比較することにより、「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標 (ILAS:アイラス)」の整備を行う。

リテラシー指標 (ILAS)

必要とされる能力

- 1. インターネット上の違法コンテンツ、有害コンテンツに適切に対処できる能力**
 - a. 違法コンテンツの問題を理解し、適切に対処できる。
 - b. 有害コンテンツの問題を理解し、適切に対処できる。
- 2. インターネット上で適切にコミュニケーションができる能力**
 - a. 情報を読み取り、適切にコミュニケーションができる。
 - b. 電子商取引の問題を理解し、適切に対処できる。
 - c. 利用料金や時間の浪費に配慮して利用できる。
- 3. プライバシー保護や適切なセキュリティ対策ができる能力**
 - a. プライバシー保護を図り利用できる。
 - b. 適切なセキュリティ対策を講じて利用できる。

H23年度は開発したテストの有効性の確認を目的として、高校1年生600人弱に対してプレテストを実施（結果は右記）。

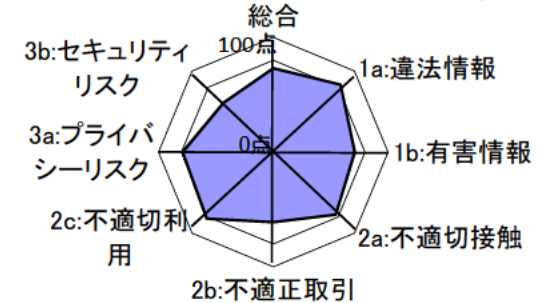
H24年度以降、規模を拡大してテストを実施することにより（H24年度は2000人程度予定）、ILASの整備を行っていく予定。

テストにより
能力を数値化

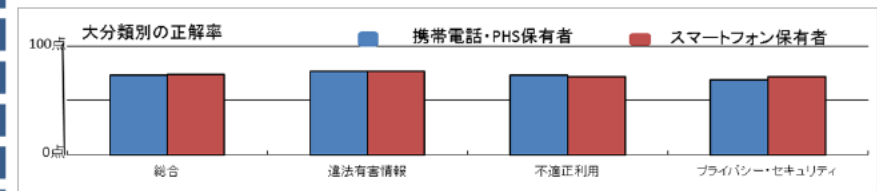


H23年度プレテストの分析結果

全体: 600人弱
平均点: 73点/100点



数値化した能力を比較・分析



3 インターネットリテラシー指標(ILAS)の作成過程及び活用方法

【青少年に対するインターネット上のリスク分類】 (OECDのリスク分類を参照して作成)

大分類	中分類	小分類
I 違法・有害情報リスク	a 違法情報	1 著作権等、肖像権、犯行予告、出会い系サイト等
	b 有害情報	1 公序良俗に反する情報、成人向け情報等
II 不適正利用リスク	a 不適正接触	1 誹謗中傷
		2 匿名SNS
		3 実名SNS
		4 迷惑メール
		5 アプリケーション(※)
	b 不適正取引
c 不適正利用	
III プライバシー・セキュリティリスク	a プライバシーリスク	1 プライバシー・個人情報の流出、不適切公開
	b セキュリティリスク	1 不正アクセス等のなりすまし 2 ウイルス

※ 特にスマートフォンアプリケーションを想定

《習得すべきリテラシー項目》(例)

知識(●)	行動(○)
<p>[原理原則]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実名登録サイトでも全員が実名登録しているわけではないことを知っている。 ● 実名登録サイトでは、匿名サイトよりプライバシー・個人情報漏洩リスクが高いことを理解している。 	
<p>[発信者側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自らの情報を公開する範囲に注意する必要性を理解している。 <p>[受信者側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実名登録サイトにおいても、事実と異なる情報登録があり得ることを理解している。 	<p>[発信者側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な公開範囲を設定する。 <p>[受信者側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実生活に関わりのない人から連絡があった場合は、トラブルが生じる可能性があるとの認識で慎重に対応する。

《問題例》

問 同じ趣味の人が集まる実名のSNSで、同性の人が会いたいとメールをしてきた時にとるべき行動で、最も適切なものはどれか。

- (1) 実名のSNSであっても素性を偽っている場合があるので、自分だけで判断せず、保護者に相談する。
- (2) 実名で登録しているメンバーだから安心して会う。
- (3) 同性の人なので、安心して会う。
- (4) 同じ趣味を持つ仲間なので、いろいろ聞きたいので絶対に会う。



- ① テスト結果を集計し、項目や属性等による相対的なリテラシーの差異を分析することで、安心・安全のための官民の取組の今後の見直しに役立てる
- ② 青少年に必要とされる能力の整理や、テスト開発の過程等について、OECD等における国際的なリテラシー指標整備の取組にインプット

- 本勧告は、**2008年11月の日本提案**を端緒として議論が進められ、本年2月にOECD勧告として成立。
○本勧告においては、インターネット上の青少年保護に関して、保護者の役割や官民一体での取組の重要性等とともに、**国際的な指標策定の必要性**についても規定されている。

OECD勧告の概要

- ①全ての関係者への勧告
- a) 保護者及び子どもへの支援
(子どもを保護する一義的な責任は親、全ての関係者は親を支援する責任)
 - b) インターネットの利点と表現の自由等の尊重
 - c) 子どもの年齢及び技術革新への柔軟な対応
- ②政府の国内取組への勧告
- a) 明確な政策目標の特定等によるリーダーシップの発揮
 - b) 関係者による協調的な対応の支援
 - c) 官民の複数の政策の整合性の確保
 - d) 普及啓発活動による保護者及び子どもへの支援
インターネット・リテラシーの授業の導入、関係者によるリテラシー教育の支援、
子どもと保護者のインターネット・リテラシーの進化を定期的に評価することの奨励 等
 - e) 科学的根拠に基づく政策の支援
子どものインターネット利用、政策の影響評価などについての定期的な調査実施 等
 - f) インターネット上の子どもを保護する技術の開発と採用の奨励
- ③政府の国際取組への勧告
- a) 国内機関の国際的なネットワーク強化
 - b) **国際指標の策定等政策の国際比較分析に向けた基盤の整備**
 - c) 普及啓発成功事例の共有等による地域的・国際的な取組の支援
 - d) 国際的・国内的な機関、取組の連携強化

* 勧告における「子ども」＝原則として18歳未満の全ての個人/5年以内の見直し規定あり